

住民自治協議会の
活動について

湖誠会 会派視察報告書

平成 27 年 7 月 22 日（水）
広島県東広島市（東広島市役所）

まちづくり協議会について

【はじめに】

近年、多くの市町では、住民の自らが自分たちのまちのことを自分たちで考え、さらに住みよいまちづくりをおこなう地域単位の新しい住民自治組織である「まちづくり協議会」の取組みが進められている。

本市でも検討を始めている「まちづくり協議会」について、先進地の事例を学ぶため、すべての小学校区において「住民自治協議会」が設立された東広島市の取組みを調査する。

【東広島市概要】

昭和 49 年に 4 町、平成 17 年に 1 市 5 町が合併し現在の形となる。市制 40 年。平成 27 年 4 月時点で、面積約 635 平方 Km、人口約 18.4 万人。広島市の東側に隣接し、市全体としては、人口が増加。ただし過疎と過密の地区がある。

「未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～」を将来都市像として定め多くの事業を展開している。



【調査項目】

1. 住民自治協議会の活動について

東広島市では、平成22年2月に「市民協働のまちづくり指針」および「市民協働のまちづくり行動計画」を策定し、平成22年度から24年度の3年間で協議会設立の重点支援期間として必要に応じた人材の派遣や経費の助成を実施した。

1) 市民協働のまちづくり指針

市民が「住みたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思えるまちを作るために、それぞれが主体的に地域に関わり、情報を共有し、互いに協力して行動することが重要である。

市民協働とは、「市民が相互」に、または「市民と行政」が相互の信頼と理解のもと、互いの特性や能力を活かしながら連携・協力して取り組みを進めることである。

「市民の力を活かした特色ある地域づくり」と「より効率的でコンパクトな行政の確立」を指針とする。

・まちづくりで目指すもの

まちづくりの理念

「人が集い、結びつき、輝くまち」

「安全・安心な暮らしが確保され、快適に暮らせるまち」

「知的資源や地域特性を活かした、活力あるまち」

市民協働のまちづくりの将来像

「交流が活性化し、温かな地域コミュニティが形成されたまち

「私」から「わたしたち」へ、つながりを育み『素敵なおまち』へ」

・市民協働のまちづくりにおける基本的な考え方

「市民参加」から「市民協働」へ

市民がまちづくりに参加し、地域課題に取り組むことは「住民自治」本来の姿であり、「協働」は、さらに組織として継続的に進めることが要件となる。

「新しい公共」の拡大

公共サービスは、行政が提供するものと思われていたが、多様化する市民ニーズに対応するためには、自治会・各種団体・大学・企業等、地域に関わる多様な担い手が連携・協力しながら地域社会全体で公共サービスを提供すること

が求められている。

地域プラットフォームの構築

概ね小学校区を単位とした地域プラットフォームを構築し、それぞれの地域におけるまちづくりの共通目標を作成し、実践に向けて多様な担い手の組織化を図ることが有効。

- ・ 市民協働のまちづくりに向けた課題

市民と行政の情報共有が不十分。

リーダーの存在が不可欠であるが、固定化し、負担が集中していることや、次世代を担う後継者が不足している。人材の育成が必要。

- ・ 市民協働のまちづくりの推進に向けて

課題を踏まえて次の5つの推進方策に沿った取り組みを行う。

- 1) まちづくりの情報共有の推進
- 2) まちづくりに携わる人材づくり
- 3) まちづくりをけん引する仕組みづくり
- 4) まちづくりを円滑にする環境づくり
- 5) まちづくりの成果の評価と見直し

2) 市民協働のまちづくり行動計画

平成22年度から平成24年度の3ヵ年行動計画として、平成22年2月に作成。推進課題にそった5つの重点事業とその実施年度を具体化したもの。

大きなものとして、「住民自治協議会の設立支援」「拠点型まちづくりセンターの設置」「地域活動拠点の確保・機能の向上」「行政区制度から住民自治協議会への段階的移行」「地域づくり推進交付金制度の構築」などがあり、付随する事業についても内容と取組目標年度、主務課、関係課を明文化した。

また、「第2期行動計画」を平成25年3月に作成。

当初の3ヵ年で地域プラットフォームを構築し、行動計画をもとに実施してきた。これらをふまえて、課題を再確認し、継続して取り組むもの、新たにに取り組むものなどを6つの柱を立てて再整理し、あらためて具体的な行動計画を策定した。

柱1 住民自治協議会の活性化

柱2 NPOや各種団体の活性化

- 柱3 市民相互の連携促進
- 柱4 人材の育成
- 柱5 情報の発信
- 柱6 交流拠点の整備・運用



2. 住民自治協議会の設立支援について

1) 住民自治協議会の設立支援

地域の課題等に総合的かつ柔軟に対応でき、「地域と行政」又は「地域とその他の多様な担い手」が協働を進める上での『地域を代表する組織づくり』を支援する

・団体の概要

小学校区単位を基本に、住民個人の他、自治会、各種団体、市民活動団体、地域の学校、企業・事業者などで構成する地域づくり団体（構成する団体は、地域の実情により異なる）

・重点支援期間

平成 22 年度から 24 年度の 3 年間を設立に向けての重点支援期間とし、専門的な助言や司会等の出来るファシリテーターの派遣、設立に向けて必要な経費の助成などを実施。

・行政区制度から住民自治協議会への段階的移行

当初 927 の行政区（自治会）が個別に存在していたが、平成 23 年度以降、段階的に小学校区を単位とした 47 の住民自治協議会へと移行した。移行にあたって、行政が各自治会に委嘱する関係であったものを、協議会とのパートナーシップ関係へと変更した。

2) 自治協議会の業務

- ・市が市民に配布する広報紙等の文書の送達
 - ・地域住民に周知させる必要のある事項の伝達又は回覧
 - ・生活関連に係る地域住民の要望事項のとりまとめ及び市長への報告
 - ・地域住民の地縁に基づいて形成された団体等の育成
 - ・コミュニティづくりの振興及び地域団体等の連携並びに他の住民自治協議会との連携
 - ・市が依頼する各種委員の候補者の推薦
 - ・青少年の育成活動の実施
- 等を必須業務とする。

また、自治協議会は、任意で区域内の自治推進、福祉推進、区域内の相互親睦等の業務を取り扱うこととした。

区域内の相互親睦をはかるため、構成自治会が連携したイベントを開催するなどして、一体感の醸成を進めている。

3) 地域づくり推進交付金制度の構築

これまでの地域づくりに関する補助金等を可能な限り一本化し、地域の裁量で各事業への配分や使途の決定が出来る交付金として住民自治協議会に一括交付する仕組みを創設。

自治協議会設立の際に、これまで行政が実施していた事務的業務を担うことを必須とすることで、「地域づくり推進交付金」を拠出することとした。

事務的業務とは、行政発行の広報物配布、周知事項の回覧、行政に対する要望事項の連絡、災害時における資材等の受理などであり、その中でも広報物の配布については、まちづくり協議会が主体となって自治会により配布する場合と行政が民間業者に委託して配布する場合の選択肢を設け、「地域づくり推進交付金」の金額に反映することとした。これは、振興住宅地などで自治会加入率の低い集合住宅等に対応するものである。

・地域づくり推進交付金の目的

地域の課題解決や特色を活かし、魅力ある地域づくりを推進するための活動財源として活用

・統合する活動財源等

- ①区長報酬 ②地域づくり推進助成事業補助金 ③小学校体育振興会補助金
- ④青少年育成東広島市民会議団体事業補助金 ⑤連合組織等の活動補助金

・交付金算出方法

年間交付額＝①均等割（定額） ＋ ②世帯割（世帯数に応じて算出）
世帯割については、広報紙の配布有無や自治会未加入者の世帯数を考慮する

・その他の活動財源

財産区補助金や国県補助金、助成金

「市民協働のまちづくり活動応援補助金」制度などの補助制度を活用

4) 住民自治協議会の活動拠点について

小学校区を基本として、自治会、各種団体、市民活動などの地域のネットワーク

クを構築するとともに、住民自治協議会による防災・防犯、環境衛生、地域福祉、生涯学習などの拠点となる施設を確保し、その機能向上を図る。

- ・ 事務スペースの確保

既存 35 カ所の公民館は、地域センターへ移行。公民館のない地区は、官民施設（小学校跡、JA 跡、集会所等）を活用し、活動拠点を確保

- ・ 地域センター

センター長、事務職員、地域の繁忙状況により事務補助職員の配置
地域づくり推進交付金に事務職員配置経費を加算

- ・ 指定管理者制度の導入

指定期間を 3 年として住民自治協議会に市立公民館等を地域センターとしてその管理運営を委託

平成 25 年度 2 団体、平成 26 年度 3 団体、現在 5 団体が制度を利用

【所感】

東広島市は、合併前のいくつかの旧市町では、学区単位で大津市のような「自治連合会」が存在しなかったため、約 900 自治会が直接、行政との連携を行っていた。一方、小学校区を基本とした体育振興会や、青少年育成団体が存在した。このため、行政の業務が煩雑であり、かえって複数自治会をまとめた学区単位での地域特性を活かした活動が円滑に行われていなかったものと推察される。

大津市においては、自治連合会が地域コミュニティの中心的役割を担っており、同じ地域の各種団体とも十分な連携がとれている。あわせて、各学区に市民センターが配置され、活動拠点として大きな役割を果たし、支所機能とあわせて、行政サービスとの連携がスムーズにとれているものと思われる。この点においては、あらためて住民自治協議会を整備するまでもなく、十分なプラットフォームが整備されている。

しかしながら、今後、自治連合会に変わって自治協議会を整備することにより、地域ごとの実情や課題にあわせた予算配分、独自財源の確保がより柔軟に実施可能な自治協議会は、過疎過密の人口バランスに対応可能な自治協働のあり方として有効な対策であり、また、行政としても効率的な資源（資産、歳出）の利用が見込まれるのであれば、積極的に検討を進めるべきと考える。

東広島市でも課題として大きく取り上げているのが、地域リーダーの育成であり、持続可能な自治のためには、継続した人材育成の環境とバックアップが不可欠であると感じた。

今後も各地で検討、導入されている「まちづくり協議会」の動向に関心を持ち、よりよい大津の自治に活かすよう、十分に検討を続ける課題であると認識した。

湖誠会 会派視察報告書

平成 27 年 7 月 22 日（水）
広島県東広島市（東広島市役所）

まちづくり協議会について

【はじめに】

近年、多くの市町では、住民の自らが自分たちのまちのことを自分たちで考え、さらに住みよいまちづくりをおこなう地域単位の新しい住民自治組織である「まちづくり協議会」の取組みが進められている。

本市でも検討を始めている「まちづくり協議会」について、先進地の事例を学ぶため、すべての小学校区において「住民自治協議会」が設立された東広島市の取組みを調査する。

【東広島市概要】

昭和 49 年に 4 町、平成 17 年に 1 市 5 町が合併し現在の形となる。市制 40 年。平成 27 年 4 月時点で、面積約 635 平方 Km、人口約 18.4 万人。広島市の東側に隣接し、市全体としては、人口が増加。ただし過疎と過密の地区がある。

「未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～」を将来都市像として定め多くの事業を展開している。



【調査項目】

1. 住民自治協議会の活動について

東広島市では、平成22年2月に「市民協働のまちづくり指針」および「市民協働のまちづくり行動計画」を策定し、平成22年度から24年度の3年間で協議会設立の重点支援期間として必要に応じた人材の派遣や経費の助成を実施した。

1) 市民協働のまちづくり指針

市民が「住みたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思えるまちを作るために、それぞれが主体的に地域に関わり、情報を共有し、互いに協力して行動することが重要である。

市民協働とは、「市民が相互」に、または「市民と行政」が相互の信頼と理解のもと、互いの特性や能力を活かしながら連携・協力して取り組みを進めることである。

「市民の力を活かした特色ある地域づくり」と「より効率的でコンパクトな行政の確立」を指針とする。

・まちづくりで目指すもの

まちづくりの理念

「人が集い、結びつき、輝くまち」

「安全・安心な暮らしが確保され、快適に暮らせるまち」

「知的資源や地域特性を活かした、活力あるまち」

市民協働のまちづくりの将来像

「交流が活性化し、温かな地域コミュニティが形成されたまち

「私」から「わたしたち」へ、つながりを育み『素敵なおまち』へ」

・市民協働のまちづくりにおける基本的な考え方

「市民参加」から「市民協働」へ

市民がまちづくりに参加し、地域課題に取り組むことは「住民自治」本来の姿であり、「協働」は、さらに組織として継続的に進めることが要件となる。

「新しい公共」の拡大

公共サービスは、行政が提供するものと思われていたが、多様化する市民ニーズに対応するためには、自治会・各種団体・大学・企業等、地域に関わる多様な担い手が連携・協力しながら地域社会全体で公共サービスを提供すること

が求められている。

地域プラットフォームの構築

概ね小学校区を単位とした地域プラットフォームを構築し、それぞれの地域におけるまちづくりの共通目標を作成し、実践に向けて多様な担い手の組織化を図ることが有効。

- ・ 市民協働のまちづくりに向けた課題

市民と行政の情報共有が不十分。

リーダーの存在が不可欠であるが、固定化し、負担が集中していることや、次世代を担う後継者が不足している。人材の育成が必要。

- ・ 市民協働のまちづくりの推進に向けて

課題を踏まえて次の5つの推進方策に沿った取り組みを行う。

- 1) まちづくりの情報共有の推進
- 2) まちづくりに携わる人材づくり
- 3) まちづくりをけん引する仕組みづくり
- 4) まちづくりを円滑にする環境づくり
- 5) まちづくりの成果の評価と見直し

2) 市民協働のまちづくり行動計画

平成22年度から平成24年度の3ヵ年行動計画として、平成22年2月に作成。推進課題にそった5つの重点事業とその実施年度を具体化したもの。

大きなものとして、「住民自治協議会の設立支援」「拠点型まちづくりセンターの設置」「地域活動拠点の確保・機能の向上」「行政区制度から住民自治協議会への段階的移行」「地域づくり推進交付金制度の構築」などがあり、付随する事業についても内容と取組目標年度、主務課、関係課を明文化した。

また、「第2期行動計画」を平成25年3月に作成。

当初の3ヵ年で地域プラットフォームを構築し、行動計画をもとに実施してきた。これらをふまえて、課題を再確認し、継続して取り組むもの、新たにに取り組むものなどを6つの柱を立てて再整理し、あらためて具体的な行動計画を策定した。

柱1 住民自治協議会の活性化

柱2 NPOや各種団体の活性化

- 柱3 市民相互の連携促進
- 柱4 人材の育成
- 柱5 情報の発信
- 柱6 交流拠点の整備・運用



2. 住民自治協議会の設立支援について

1) 住民自治協議会の設立支援

地域の課題等に総合的かつ柔軟に対応でき、「地域と行政」又は「地域とその他の多様な担い手」が協働を進める上での『地域を代表する組織づくり』を支援する

・団体の概要

小学校区単位を基本に、住民個人の他、自治会、各種団体、市民活動団体、地域の学校、企業・事業者などで構成する地域づくり団体（構成する団体は、地域の実情により異なる）

・重点支援期間

平成 22 年度から 24 年度の 3 年間を設立に向けての重点支援期間とし、専門的な助言や司会等の出来るファシリテーターの派遣、設立に向けて必要な経費の助成などを実施。

・行政区制度から住民自治協議会への段階的移行

当初 927 の行政区（自治会）が個別に存在していたが、平成 23 年度以降、段階的に小学校区を単位とした 47 の住民自治協議会へと移行した。移行にあたって、行政が各自治会に委嘱する関係であったものを、協議会とのパートナーシップ関係へと変更した。

2) 自治協議会の業務

- ・市が市民に配布する広報紙等の文書の送達
 - ・地域住民に周知させる必要のある事項の伝達又は回覧
 - ・生活関連に係る地域住民の要望事項のとりまとめ及び市長への報告
 - ・地域住民の地縁に基づいて形成された団体等の育成
 - ・コミュニティづくりの振興及び地域団体等の連携並びに他の住民自治協議会との連携
 - ・市が依頼する各種委員の候補者の推薦
 - ・青少年の育成活動の実施
- 等を必須業務とする。

また、自治協議会は、任意で区域内の自治推進、福祉推進、区域内の相互親睦等の業務を取り扱うこととした。

区域内の相互親睦をはかるため、構成自治会が連携したイベントを開催するなどして、一体感の醸成を進めている。

3) 地域づくり推進交付金制度の構築

これまでの地域づくりに関する補助金等を可能な限り一本化し、地域の裁量で各事業への配分や使途の決定が出来る交付金として住民自治協議会に一括交付する仕組みを創設。

自治協議会設立の際に、これまで行政が実施していた事務的業務を担うことを必須とすることで、「地域づくり推進交付金」を拠出することとした。

事務的業務とは、行政発行の広報物配布、周知事項の回覧、行政に対する要望事項の連絡、災害時における資材等の受理などであり、その中でも広報物の配布については、まちづくり協議会が主体となって自治会により配布する場合と行政が民間業者に委託して配布する場合の選択肢を設け、「地域づくり推進交付金」の金額に反映することとした。これは、振興住宅地などで自治会加入率の低い集合住宅等に対応するものである。

・地域づくり推進交付金の目的

地域の課題解決や特色を活かし、魅力ある地域づくりを推進するための活動財源として活用

・統合する活動財源等

- ①区長報酬 ②地域づくり推進助成事業補助金 ③小学校体育振興会補助金
- ④青少年育成東広島市民会議団体事業補助金 ⑤連合組織等の活動補助金

・交付金算出方法

年間交付額＝①均等割（定額） ＋ ②世帯割（世帯数に応じて算出）
世帯割については、広報紙の配布有無や自治会未加入者の世帯数を考慮する

・その他の活動財源

財産区補助金や国県補助金、助成金

「市民協働のまちづくり活動応援補助金」制度などの補助制度を活用

4) 住民自治協議会の活動拠点について

小学校区を基本として、自治会、各種団体、市民活動などの地域のネットワー

クを構築するとともに、住民自治協議会による防災・防犯、環境衛生、地域福祉、生涯学習などの拠点となる施設を確保し、その機能向上を図る。

- ・事務スペースの確保

既存 35 カ所の公民館は、地域センターへ移行。公民館のない地区は、官民施設（小学校跡、JA 跡、集会所等）を活用し、活動拠点を確保

- ・地域センター

センター長、事務職員、地域の繁忙状況により事務補助職員の配置
地域づくり推進交付金に事務職員配置経費を加算

- ・指定管理者制度の導入

指定期間を 3 年として住民自治協議会に市立公民館等を地域センターとしてその管理運営を委託

平成 25 年度 2 団体、平成 26 年度 3 団体、現在 5 団体が制度を利用

【所感】

東広島市は、合併前のいくつかの旧市町では、学区単位で大津市のような「自治連合会」が存在しなかったため、約 900 自治会が直接、行政との連携を行っていた。一方、小学校区を基本とした体育振興会や、青少年育成団体が存在した。このため、行政の業務が煩雑であり、かえって複数自治会をまとめた学区単位での地域特性を活かした活動が円滑に行われていなかったものと推察される。

大津市においては、自治連合会が地域コミュニティの中心的役割を担っており、同じ地域の各種団体とも十分な連携がとれている。あわせて、各学区に市民センターが配置され、活動拠点として大きな役割を果たし、支所機能とあわせて、行政サービスとの連携がスムーズにとれているものと思われる。この点においては、あらためて住民自治協議会を整備するまでもなく、十分なプラットフォームが整備されている。

しかしながら、今後、自治連合会に代わって自治協議会を整備することにより、地域ごとの実情や課題にあわせた予算配分、独自財源の確保がより柔軟に実施可能な自治協議会は、過疎過密の人口バランスに対応可能な自治協働のあり方として有効な対策であり、また、行政としても効率的な資源（資産、歳出）の利用が見込まれるのであれば、積極的に検討を進めるべきと考える。

東広島市でも課題として大きく取り上げているのが、地域リーダーの育成であり、持続可能な自治のためには、継続した人材育成の環境とバックアップが不可欠であると感じた。

今後も各地で検討、導入されている「まちづくり協議会」の動向に関心を持ち、よりよい大津の自治に活かすよう、十分に検討を続ける課題であると認識した。